

告示第37号

令和6年8月19日

鹿児島市病院事業管理者

鹿児島市立病院長 坪内 博仁

鹿児島市立病院外来食堂及び職員食堂の運営に係る企画提案競技参加者の資格について
(告示)

鹿児島市立病院における患者及び職員等のための外来食堂及び職員食堂の運営に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので、告示します。

なお、この企画提案競技に参加しようとする者は、下記の要領により、企画提案競技参加申込書等を提出してください。

記

1 業務内容

鹿児島市立病院外来食堂及び職員食堂運営業務

2 参加資格要件

(1) 参加資格

企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本告示の日（以下「告示日」という。）以後において、本市又は鹿児島市立病院から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。

ウ 本市又は鹿児島市立病院が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がない者であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

オ 告示日において、納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く）を完納していること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされ

ている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

キ この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ク 申請時点で食品衛生法等の必要な許認可を有していること。

ケ 食堂営業について、次に掲げる実績のうちどちらかを有すること。

① 病院内又は事業所内において、告示日現在で3年以上継続した営業実績

② 告示日現在、鹿児島市内で店舗面積300平方メートル以上の営業を3年以上継続した営業実績

コ 直近3年間に食品衛生法による行政処分を受けていないこと。

(2) 応募に関する費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

3 参加申込要領

(1) 受付期間

参加申込書等は令和6年9月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。郵送の場合は、令和6年9月13日（金）必着。）

企画提案書等は令和6年10月9日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。郵送の場合は、令和6年10月9日（水）必着。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

鹿児島市立病院外来食堂及び職員食堂運営企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）の3(1)のとおり

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(5) 提出先及び問い合わせ先

〒890-8760

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院総務課庶務係

電話 099-230-7001

FAX 099-230-7070

Eメール hpsou-syomu@city.kagoshima.lg.jp

4 その他

鹿児島市立病院外来食堂及び職員食堂の運営に係る企画提案競技に関する参加申込書、その他必要な情報は、鹿児島市立病院ホームページにおいて入手することができます。